

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社大和	代表者氏名	繁元 広司
主たる営業所の所在地	総社市門田132-4		
許可番号	岡山県知事 般-27 第24875号	許可を受けている建設業の種類	土、建、と、石、鋼、舗、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和2年1月10日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項（第3号該当）		
処分の内容			
<p>建設業法第28条第1項の規定による指示</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。</p> <p>(2) 社内及び施工現場における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。</p> <p>(3) 建設工事の安全確保に関する関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に必要な研修及び教育を行うこと。</p> <p>(4) 上記(1)～(3)について、同社が講じた内容を文書により報告すること。 （研修会を実施した場合は、その状況写真を添付すること。また、上記以外の措置を講じた場合は、併せて報告すること。）</p>			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
<p>株式会社大和は、平成30年12月20日、広島県尾道市東尾道19番5所在のし尿処理場1階にある深さ5.88メートルの物品揚卸口において、労働者らに物品揚卸口を塞ぐ蓋の取り外し作業を行わせるに当たり、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあるのに、囲い、手すり、覆い等を設けていなかったため、当該労働者が墜落により負傷する労働災害を発生させた。</p> <p>このことにより、岡山簡易裁判所から貴社及び貴社の社員が、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受け、いずれもその刑が確定している。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められるため、同法第28条第1項に基づき指示処分とする。</p>			
その他参考となる事項	広島労働局からの通報		